

【別紙】

啓発素材の利用について

1 使用料について

すべて無償とする。

2 ダウンロード期限について

- (1) 令和7年度作成分の動画素材（全8タイプ）及び音声素材（全4タイプ）は、令和8年3月31日までとする。
- (2) 令和6年度作成分の動画素材（全30タイプ）、音声素材（全6タイプ）及びオリジナル漫画（全5タイプ）は、令和7年3月31日から期限を延長し、令和8年3月31日までとする。

3 利用期限について

- (1) 令和7年度作成分の動画素材（全8タイプ）及び音声素材（全4タイプ）は、令和10年3月31日までとする。
- (2) 令和6年度作成分の動画素材（全30タイプ）、音声素材（全6タイプ）及びオリジナル漫画（全5タイプ）は、令和9年3月31日から期限を延長し、令和10年3月31日までとする。

4 留意事項

- (1) 収益を上げることを目的とした活用はできないこと。
- (2) 動画及び音声素材の改変は行わないこと。
- (3) 利用者が動画及び音声素材を用いて行う一切の行為については、岩手県立県民生活センターは何ら責任を負わないこと。
- (4) 利用者が動画及び音声素材の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、岩手県立県民生活センターは何ら責任を負わないこと。
- (5) 岩手県立県民生活センターは、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用者にその是正を申し入れることができる。
 - ア 岩手県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - イ 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - ウ 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 岩手県立県民生活センターは、次のいずれかに該当すると認めるときは、動画及び音声素材の使用を禁止することができる。

- ア 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- イ 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。